

ITの利活用を阻害している規制

ITのより広範な利活用を実現するため、下記の規制等について見直しを検討すべきである。

	案件名	規制等の内容	見直しの方向	期待される効果
①	レセプトデータのデータベース化	厚生労働省令により、医療レセプトのオンライン化が原則完全義務化される予定であるが、見直しの意見が挙がっている	見直しの意見が挙がるとともに、今年度義務化対象となった薬局、病院に対する経過措置が設けられたが、例外措置は必要最低限に留め、原則完全義務化の方針を維持すべき	・日本版EHR(Electronic Health Record)の実現のためにはレセプトデータのDB化が不可欠
②	一般用医薬品のインターネット販売	薬事法及び厚生労働省令により、一般用医薬品は「対面販売」が原則とされ、インターネットを含む郵便販売はリスクが比較的低い「第3類医薬品」に限定	安全性に配慮した上で、事業者間のイコール・フットイング、公平性が確保されたIT時代に相応しい新たなルール整備がなされるべき	・消費者の選択肢の多様化及び利便性の向上 ・地方薬局等(伝統薬含む)のビジネスチャンス拡大
③	遠隔医療の普及・促進	医師法第20条により「無診断治療等の禁止」が規定されている。解釈通知により一部緩和されているものの、遠隔の「画像診断」では、D to D(医師と医師)を原則とし、送信側の医療機関のみに診療報酬を算定	「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」(総務・厚労大臣共同)の「中間取りまとめ」及び現在実施中のモデル事業の結果も踏まえて、遠隔医療の普及・促進に向けた環境整備を行うべき	・限られた医療資源の有効利用及び離島や山間僻地など、医師不足の地方における受診機会の拡大
④	特定健診の保健指導におけるICT活用	特定保健指導の動機付け支援及び積極的支援においては、初回時に保健師等の面接による指導の下に行動計画策定が必要。また、継続支援においては遠隔面談が認められているものの対面と比べてポイントが低い	初回面談におけるテレビ電話等による遠隔面談を認めるとともに、初回面談以降の継続支援において遠隔面談と直接面談を同等のポイントとすべき	・事業所が複数ある企業の健保組合等における効率的な保健指導の実施 ・保健師の確保が困難な地域における保健指導の円滑実施
⑤	特惠原産地証明書の電子化	既存のFTA/EPAにおける第三者証明制度において、特惠原産地証明書の請求手続は電子化されているものの、証明書自体ははまだ紙で発給されている	原産地証明書を効率的、実用的に電子発給されるように見直しすべき	・特惠原産地証明書の電子発給により、利用企業側での利便性の向上とスピードアップ、不要コストの削減が可能となり、貿易円滑化や日本輸産産業の競争力強化に資する
⑥	輸出入・港湾関連手続きシステム(次世代シングルウィンドウ)の利便性向上及び利用促進	港湾・通関・検疫等の関係機関毎に異なる書式が存在し、また国際システムとの互換性がないため、利用が促進されていない(※)	申請情報における反復申請回避、反復利用等業務プロセスの改善、及びアセアン・シングルウィンドウを始めとする各国の通関ネットワークシステムとの連携強化を図っていくために、様式の統一化、手続の簡素化について見直しすべき	・ペーパーレス化等に伴う事務コストの削減やリードタイムの短縮、セキュリティ確保の適正化が図られる

※書式が統一されていないため、IT化が進まない問題は、他案件についても存在する。(廃棄物処理法上の行政手続き等)